

島根県新規就農者育成方針

制 定 令和4年5月17日付け農第 189号

改 正 令和5年2月8日付け農第1109号

改 正 令和7年3月19日付け農第1289号

1 新規就農者の確保に向けた課題、目標

島根県の農業従事者の数は平成27年から令和2年の5年間で29%減少し、加えて60歳以上が9割を超える状況であり、今後も農業従事者の減少は避けられない状況にある。

こうした中、島根県の農業・農村が維持・発展していくためには、U I ターン者も含めた新規就農者を持続的に確保していくことが必要である。

特に、この確保すべき就農者の中でも、将来は地域農業を支える中核的担い手となる自営就農者（認定新規就農者）を安定的に確保するとともに就農後のスムーズな経営発展を促すことが喫緊の課題となっている。

県では、島根県の農業・農村を維持・発展していくために必要な認定新規就農者数は毎年60人以上と試算しており、現状の40人程度で推移している確保数では不足している状況にある。

今後、認定新規就農者の確保数60人を目標に、市町村やJ A、農業委員会等の関係機関と連携し以下の具体的な取り組みを進める。

【目標達成のための取組】

(1) 地域や産地が求める新規就農者のリクルート活動

地域や産地が求める新規自営就農者の確保に向けて、必要とする新規就農者を明確にした上で、確保に向けた農業経営や研修内容などを農業者も含めて地域で話し合い、就農までの過程がイメージできる「就農パッケージ」を作成し、就農希望者へのリクルート活動を実施する場合に支援を行う。

就農相談から自営就農へつなげるため、就農意欲の高い相談者を対象に、民間会社と連携したオンライン就農講座及びフィールドワーク等の実施により、リクルート活動を強化し、就業体験や研修につながるよう自営就農希望者を確保する。

(2) 経営継承への支援

親元就農や第三者継承が円滑に進むよう、承継に向けた経営基盤の強化や、継承者の生産技術や経営管理能力の習得の支援を行う。

また、集落営農法人の人材確保に向け、米等の土地利用型農業の生産技術を習得できるよう農林大学の研修カリキュラムを強化し、集落営農法人への新規就農者確保を進める。

(3) 農林大学の体制強化

農業経営を基礎から学ぶ2年制コースに加え、一定の社会人経験を有し、短期間で

就農準備をしたい方や農林大学校へ恒常的に通えない方のニーズに対応する。

具体的には、資材高騰等により初期投資が大きい施設野菜での就農が難しくなっていることや、一旦農業法人に雇用就農し、将来的に自営就農を目指す学生が増えていることから、雇用主が求める機械操作技術を習得するための実習、露地野菜と施設野菜を組み合わせた複合経営を想定した実習体制を整える。

また、雇用から自営就農への移行を円滑に進めるため、農林大学校に自営就農支援員を配置し、受入経営体とのマッチングや独立までの研修計画策定を後押しする。

(4) 雇用就農から自営就農への支援

新規就農者の育成に理解のある農業法人等と連携し、雇用就農から自営就農に移行する農業者の確保に向けて、研修期間中に就農希望地の関係機関等が雇用先での研修計画の進捗管理を行いつつ、独立に向けたフォローを強化する。

また、経営者として研鑽すべき知識等については、農林大学校の特別集中講義の受講をすすめる等、雇用から円滑に自営就農が進むように取り組む。

(5) 経営発展のための支援

リースハウスの導入や機械の共同利用、省エネ・省コストを図る取組の推進等により、新規就農者の経営の早期安定を図る。

また、市町村・JA・県で構成するサポートチームにより、新規就農者の抱える様々な課題解決をサポートし、農業経営に関わる専門的な課題解決に当たっては、島根県農業経営・就農支援センターの専門家による支援を行う。

2 新規就農者に対するサポート内容

別紙のとおり

3 事業の交付対象者候補を選定するために県が独自に設定する要件

- ・農業生産工程管理（GAP）によって適切に農場管理を行う者又は取り組もうとする者（農林産物の場合にあつては国際水準 GAP（美味しまねゴールド等）を当該事業開始後 1 年以内を取得するものとし、非食用農産物の場合にあつては農林水産省が策定した農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン（その他の作物（非食用））に準拠した農場管理を行うものとする。）
- ・農業用ハウス本体又は灌水設備や養液システム等の栽培に要する付帯設備を整備する場合は、ハウス内環境をモニタリングする装置を設置する者（ただし、付帯設備については、ハウス内に既に環境をモニタリングする装置が設置されている場合はこの限りではない。）

4 事業の交付対象者候補を選定するための基礎となる要綱別記1の別表1の2に基づく
 県加算ポイントの設定

No.	項 目		ポイント
1	県重点推 進事項	島根県農林水産基本計画の重点推進事項に関する次の（1） 又は（2）に該当すること。 （1）①～④のいずれかの品目等に取り組む者。 ①水田園芸6品目（キャベツ、タマネギ、ブロッコリー、 白ネギ、ミニトマト、アスパラガス） ②有機農業 ③肉用牛 ④産地創生品目（産地創生事業を活用したモデル産地） （2）関係機関からなるサポートチームの支援を受け（受け る予定）ながら、中核的な担い手（販売額1,000万円以 上）を目指す意欲的な農業者。	3
2	農業保険	目標年度までにセーフティーネット（収入保険又は収入減少 を補填する制度）に加入する。	1
3	市町村推 進品目	市町村が作成している（又は作成予定の）就農パッケージの 品目に取り組むとともに、地域の担い手としてサポートチー ムの伴走支援を受ける（受ける予定の）人材である。	3
合計（最大）			7

- ※ 目標として行う項目（No. 2）については、事業実施年度の4年後の年度までに行うものとする。
- ※ 要綱別記1の別表1の2の（1）の県加算ポイント（a）と比較して、上記に基づき計上された要望者の県使用ポイントの合計（b）が多い場合は、その差（b-a）について、別表1の1の共通ポイントの合計が少ない要望者から順に（共通ポイントの合計が同じ場合は補助金総額の高い順に、補助金総額も同額の場合は総事業費の低い順に）、「1」ずつ差がなくなるまで、その者の県使用ポイントから減じるものとする。
- ※ 要綱別記1の別表1の2の（1）の県加算ポイント（a）と比較して、上記に基づき計上された要望者の県使用ポイントの合計（b）が少ない場合は、その差（a-b）について、別表1の1の共通ポイントの合計が多い要望者から順に（共通ポイントの合計が同じ場合は補助金総額の低い順に、補助金総額も同額の場合は総事業費の高い順に）、「1」ずつ差がなくなるまで、その者の県使用ポイントに追加するものとする。

(別紙) 新規就農者に対するサポート内容

1 島根県の紹介等

就農希望者に向けたサポート宣言	就農するなら島根がイチバン！をスローガンに関係機関が一体となって就農まではもちろん就農後も支援します！
地域と農業の紹介文	島根県は、人口が約65万人で、日本では2番目に人口が少ない県です。中国地方の北部に位置し東西約200キロに及び、離島である隠岐諸島を有しています。そのため、地域によって特産物が異なり、たとえば、安来市ではハウス栽培によるイチゴや有機野菜、松江市では西条柿や牡丹、出雲市ではぶどうやいちじく、山間部は畜産や水稲、えごま、大田市ではメロンや畜産、江津市・浜田市では有機野菜、益田市ではわさび、メロン、トマト、津和野町・吉賀町では山菜、わさび、隠岐諸島では放牧が有名です。農家数は年々減少し平均年齢も増加しています。一方、新規就農者数は、R5年で171人(自営就農45人、雇用就農126人)、そのうちUターンの方は53人となっています。このような状況のなか、県では、水田において収益性の高い園芸品目を生産し持続可能な農業を確立するための水田園芸や有機農業での新規就農者確保を強化しています。特に、有機農業については、県立農林大学校に専攻課程を設置するなど先進的な取組を進めてきており、有機農業(有機JAS認証ほ場)の耕地面積に対する割合は全国上位です。また、平成21年には県版GAP認証制度である「安全で美味しい島根の県産品認証制度(美味しまね認証)」を創設し、全国的にもいち早く推進を図り、平成31年1月には、国内外の流通業界のGAPに対する要求の高まりにも対応できるよう、国際水準GAP相当の上位認証基準「美味しまねゴールド」を設けました。
主な農産物	主な生産品は、水稲を中心に、ハウス栽培面積日本一のデラウエア、西条柿をはじめ、トマト、キャベツなど多くの品目が栽培され、県内はもとより県外市場に出荷されています。農業産出額は、米が最も高く(167億円)、以下、野菜(126億円)、乳用牛(100億円)、肉用牛(97億円)となっています。(R4年農林水産省「生産農業所得統計」より)
地域が求める新規就農者	県では、農林水産基本計画を定め、(1)水田園芸6品目(キャベツ、タマネギ、ブロッコリー、白ネギ、ミニトマト、アスパラガス)の推進、(2)有機農業の拡大、(3)美味しまね認証を核としたGAPの推進、(4)肉用牛生産の拡大、(5)持続可能な米づくりの確立を担い、地域を支える中核的な担い手として販売額1,000万円以上を目指す農業経営に積極的に取り組む意欲のある方を求めています。

2 島根県内のサポート体制

支援分野	担当機関・部署名	支援分野	担当機関・部署名
就農に向けた相談窓口	島根県農林水産部農業経営課、(公財)しまね農業振興公社、県内市町村農業振興担当課	資金相談	JA、日本政策金融公庫松江支店
研修支援	島根県立農林大学校、JALしまねやすぎ地区本部担い手支援センター	農業者による指導	県内指導農業士、農業法人
技術・経営指導	島根県東部・西部農林水産振興センター、島根県隠岐支庁農林水産局、県内市町村、JA	販路支援	管内JAと連携して支援
農地確保支援	(公財)しまね農業振興公社、県内市町村	生活に係る支援(住居、子育て等)	県内市町村、(公財)ふるさと島根定住財団と連携して支援
機械・施設等の確保支援	島根県農林水産部農業経営課、県内市町村、JA	事務局・全体調整	島根県農林水産部農業経営課

3 新規就農者への支援内容

区分	支援項目	支援内容の紹介
就農意欲喚起	就農・移住相談対応、就農相談会の開催	東京・大阪等での「就業相談会」や、全国の農業フェア等での「島根県ブース」の設置をしています。こうした相談会やフェアにおいて、農業で就業したい方、島根県にU・Iターンしたい方の相談を受け付けています。また、随時、(公財)しまね農業振興公社で就農や移住に向けた相談(オンライン相談、Webフォームによる相談、電話による相談、郵送による相談)を受け付けています。
	就農体験ツアー・インターンシップの実施	(1)希望の地域や作物でオーダーメイド型の農作業体験ができる「農業体験プログラム」(1泊2日～2泊3日)、(2)最長1年間家族連れなどで移住しての産業体験を用意しており、就農に興味のある方の様々なニーズに応じた取組を実施しています。県の魅力や農業を実際に知ることができる機会なので、就農を希望されている方はぜひご参加ください。
	ホームページ、パンフレット等での情報提供	「しまね就農支援サイト」では、就農ロードマップ(相談から就農までの流れ)や、就農前の研修時や就農時における各種支援制度についてご案内しています。
就農前の支援	研修の実施(生産技術・農業経営の研修、研修先とのマッチング等)	県の研修機関である県立農林大学校(農業科:有機農業専攻、野菜専攻、果樹専攻、肉用牛専攻)では、基礎から応用まで2年間じっくりと学ぶことができますし、短期養成コースでは、農業経験や社会人経験があり速やかに就農を希望する方が1年間で集中的に学ぶことができます。同校では、移住のタイミングを考えた秋入学も設けています。また、県外から移住し県内受入先で3ヶ月から1年間、農業体験をしていただく産業体験や、県と担い手育成のための協定を締結した農業法人で雇用就農し、働きながら知識や技術を学び、将来自営就農を目指すことができる制度も用意しています。
	就農に向けたサポート(就農相談窓口の設置、就農先の紹介、マッチング等)	(公財)しまね農業振興公社で就農や移住に向けた相談を受け付け、市町村と連携して就農に向けた支援を行っています。
	農地、施設・機械のあっせん、営農資金の相談等	就農にあたり必要となる施設・機械等の整備に対する支援を行っています。また、営農資金については、JAや日本政策金融公庫と連携して相談等に対応しています。
	販路確保、販路開拓に向けた支援	県産農産物の良さや他県産と比べた際の優位性を有するように、有機農業やGAPの取組による付加価値の高い農産物生産を支援し、県内外の流通・販売店等との連携を図る取組を行っています。
	生活に関わる支援(住居のあっせん・手当、研修手当、子育て支援等)	(公財)ふるさと島根定住財団が運営するUターン総合サイト「くらしまねっと」では、住まい、子育て、医療・福祉、島根の魅力などの移住に必要な総合的な情報を提供しており、各市町村と連携して支援を行っています。また、移住から就農までに必要な情報(作目、農地、研修、施設・機械、住居)をひとまとめにして、その後の経営や生活までが具体的にイメージできる「就農パッケージ」を提供します。

就農後の定着・経営発展に向けた支援	就農後の生産技術・経営力向上のための指導、研修	県の農林水産振興センターや隠岐支庁農林水産局、市町村、JA等では、新規就農者に対して技術情報の提供や経営課題の改善、指導を行っています。また、農林大学校では、経営課題の解決をテーマに設定し、農業者も受講できる労務管理やマーケティング等の特別集中講義も実施しています。
	規模拡大に向けた農地、施設・機械のあっせん、営農資金の相談等	経営確立、経営発展に必要な施設・機械等の整備に対する支援、子弟または第三者が経営継承した施設・機械等の改良に対する支援も行っています。また、営農資金については、JAや日本政策金融公庫と連携して相談等に対応しています。
	販路確保、販路開拓に向けた支援	県産農産物の良さや他県産と比べた際の優位性を有するように、有機農業やGAPの取組による付加価値の高い農産物生産を支援し、県内外の流通・販売店等との連携を図る取組を行っています。
	地元農家や地域住民との交流促進の取組	県内各地で新規就農者や先輩農家等を対象とした先進地農家の視察や情報交換ができる場を提供しています。
	生活に関わる支援(住居のあっせん・手当、子育て支援等)	(公財)ふるさと島根定住財団が運営するUターン総合サイト「くらしまねっと」では、住まい、子育て、医療・福祉、島根の魅力などの移住に必要な総合的な情報を提供しており、各市町村と連携して支援を行っています。また、移住から就農までに必要な情報(作目、農地、研修、施設・機械、住居)をひとまとめにして、その後の経営や生活までが具体的にイメージできる「しまね就農パッケージ」を提供します。

4 その他情報

■「就農パッケージ」

移住から就農までに必要な情報(作目、農地、研修、施設・機械、住居)をひとまとめにして相談者へ提供することで、その後の経営や生活までが具体的にイメージできます。

■「地域研修制度」

自営就農を目指す方に対して、県立農林大学校における座学と新規自営就農者の育成に理解のある農業経営体での現地実習を組み合わせた研修制度を用意しています。

■「半農半X」

Uターンして農業+他の仕事(いわゆる兼業農家)を組み合わせ、自分のライフスタイルを活かして生活に必要な所得を確保するための支援を行っています。